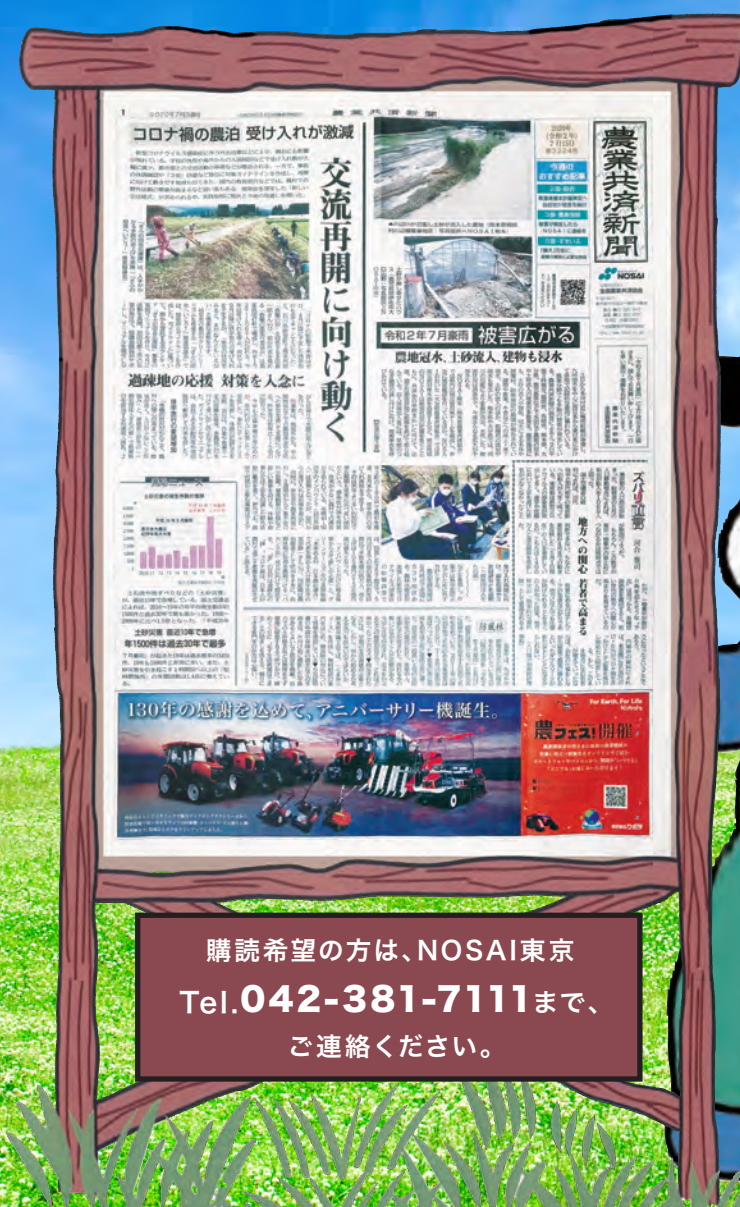


農業共済新聞を購読しませんか？



農家の営農と
暮らしに役立つ
情報を
提供しています。

農業共済新聞
購読料(年極)
5,520円(税込)
購読をお願いします。

購読希望の方は、NOSAI東京
Tel.042-381-7111まで、
ご連絡ください。



農業共済事業の未実施品目に対する意向調査について

NOSAI東京では実施している農業共済事業以外の品目について、農家組合員の皆様から広く未実施品目について、要望を受け付けております。未実施品目について当組合で実施が必要かどうか常時検討を進めておりますので、農家組合員の皆様の自由なご意見をお聞かせください。詳しくは当組合ホームページをご覧ください。

NOSAI東京ホームページ <http://www.nosai-tokyo.jp/>



安心のネットワーク
NOSAI東京

広報 No.20 令和3年1月発行

*本誌の無断転載を禁じます

ノーサイくん



発行：NOSAI東京(東京都農業共済組合)

〒184-0004 東京都小金井市本町6-9-35 TEL.042-381-7111

●ホームページ <http://www.nosai-tokyo.jp/>

●メールアドレス info@nosai-tokyo.jp



練馬大根(練馬区)

NOSAI東京 広報

NO.20 東京都農業共済組合 広報誌

CONTENTS

- ・新年のご挨拶
- ・見回り調査実施
- ・東京都収入保険推進協議会について
- ・園芸施設共済のお知らせ

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)により影響を受けられた方々に、心よりお見舞い申し上げます。一日も早くこの事態が収束し、皆様がいつも通りの日常を送ることができるよう、役職員一同心よりお祈り申し上げます。



安心のネットワーク
NOSAI東京

新年あけまして おめでとう ございます

NOSAI東京
組合長理事
澤井 保人



組合員の皆様におかれましては、健やかに新年をむかえられたこととお喜び申し上げます。日頃より農業共済事業並びに収入保険事業に格別のご理解ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

去年は、東京都におきましては幸いにも大きな自然被害の少ない1年でしたが、7月には熊本県を中心に河川の氾濫等の大きな災害が発生しました。被害にあわれた皆様には心よりお見舞い申し上げますとともに1日でも早い復興と営農の再開をお祈りします。

台風の上陸もなく穏やかな1年ではあったのですが、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延、そしてその対策としての社会経済活動の自粛というかつて人類が経験したことのないような社会となり、東京農業も大きな影響を受けました。特に学校給食や飲食店の営業の中止にともなう地元野菜等の出荷先の消失、また、パートや援農ボランティアなどの農作業の人手不足も問題となりました。島しょにおいては、観光客や本土との人の交流が失われたため多くの農産物の行き場が失われてしまいました。

一方、感染対策を実施した直売所は多くの都民の皆様にご利用いただき売り上げも伸びたというお話も伺っています。わたくしたちNOSAI東京といたしましても、職員を2班体制とし1週間交代での業務運営を行い、職員の感染による事務所の閉鎖の事態を避けるとともに、組合員の皆様への感染リスクの低減に努めてまいりました。

このような想定外の事態になっても皆様の農業経営を支えるセーフティーネットとして機能しているのが、一昨年より始まりました農業経営収入保険です。これからは農業者自らがさまざまなリスクに備えることが重要になります。収入保険は自然災害のみならず取引先の倒産や経営者・従業員の病気やケガによる収入の減少を補填します。収入保険は農業者一人ひとりの経営に基づくまさにオーダーメイドの保険です。NOSAI東京役職員一同すべての農業者に向けて収入保険をはじめとした農業保険制度の意義を発信してまいり所存でありますので、組合員の皆様、ご関係者の皆様には一層のご理解ご協力を重ねてお願い申し上げます。

結びに、本年も災害の無い年になりますように、そして新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かいますよう、また、皆様にとって幸多き年となりますよう心からご祈念申し上げます。新年のあいさつといたします。

調査報告

すいとう りくとう 水稻・陸稻の作柄概況 見回り調査を実施



大島・三宅島
八丈島・青ヶ島
小笠原



令和2年9月10日に水・陸稻の作柄概況見回り調査を実施しました。この調査は、東京都全域の作柄状況や減収量を把握するために行っています。損害評価会農畑作物部会長の久保田聡氏(西多摩農業改良普及センター所長)、損害評価会委員の村上ゆり子氏(農林総合研究センター所長)、石川孝治氏(府中市)と紅林隆男氏(昭島市)に調査を実施していただきました。

評価眼の統一を行うため、府中市及び

八王子市の圃場を合同で評価した後、あきる野市、羽村市、青梅市、町田市、稲城市、日野市及び国立市の合計10地点28筆の圃場を二班に分かれて調査しました。

令和2年度の東京都の作柄状況については日照不足により不稔もみ数が増加しており、やや平年に及ばない作柄という調査結果となりました。なお、関東農政局が公表する東京都の作況指数は「98」の「やや不良」となりました。

東京都収入保険推進協議会について

令和2年7月31日に東京都収入保険推進協議会を設立し、同年9月2日に「第一回収入保険推進協議会」を本組合にて開催いたしました。協議会において、東京都収入保険推進協議会の設立の目的を確認して、加入推進方針及び加推進目標の策定を行いました。

1. 東京都収入保険推進協議会の設立の目的

農業経営収入保険は、災害、その他の要因による農業収入の減少を補てんして、農家や東京農業を維持、発展させるための制度です。国では令和2年度の収入保険加入推進支援事業として3.6億円の予算を確保して、各都道府県に収入保険推進協議会を設置し、行政並びに関係団体の協力を得ながら収入保険事業の普及拡大を目指すこととしました。本組合においても、東京都、農業関係団体並びに生産者団体等を構成員とする推進協議会を設置して、収入保険を必要とする農業者の加入率向上を目指します。

2. 加入推進方針及び加入推進目標の策定

(1) 計画的な加入推進の実施

農業関連団体及び生産団体の協力体制のもと、地域の特性に対応した推進活動に取り組みます。

(2) 重点対象農家の絞り込み

本協議会では、重点推進品目として、東京都の生産販売額の7割を占める野菜と花き・花木を定め、特に若手生産者と大規模野菜農家を優先的に加入推進活動を行い、令和2年度から実施された保険方式の補償の下限選択を活用して、野菜農家のニーズに合った提案型加入推進を行います。

(3) 加入推進目標

年度	合計	個人	法人
令和2年	440	424	16
令和3年	2,050	2,020	30

3. 東京都収入保険推進協議会の構成員

所属	役職等	備考
東京都	農業振興課長	
JA東京青壮年組織協議会	委員長	
東京都野菜生産団体連絡協議会	会長	
東京都農業協同組合中央会	都市農業支援部長	副会長
東京都農業会議	農政・経理担当部長	監事
東京都農業共済組合	組合長理事	会長・事務局

収入保険の加入者の声をご紹介します！



園芸農家
和田洋介さんご夫妻（日野市）

病気で入院…

収穫できないリスクへの備え！

日野市でトマト等83アールとブルーベリー43アールを栽培しています。昨年病気になり、平成31年3月から農業を約3カ月間休むこととなりました。ちょうどこの時期は、トマトの収穫時期とも重なり収入に不安を感じていましたが、収入保険に加入していたおかげでゆっくり治療に専念することができました。トマトの収穫ができなかった分の収入減少も補てんされるので、安心して農業経営を行うことができました。現在は、体調も回復し農業に専念できるようになりました。今後は、新型コロナウイルス感染防止に気を付けて、多くの方にブルーベリー観光農園を楽しんでいただきたいと思います。

あらゆるリスクに備えられる安心感

三鷹市でイチゴ観光農園ビニールハウス5棟と野菜（多目品）約100アールを栽培しています。今までの農業共済では補えなかったあらゆるリスクが、対象となることに魅力を感じて収入保険に加入しました。イチゴ観光農園では、病害虫の被害による収入減少が考えられ、そのリスクも対象となることで、安心して農業経営を行うことができます。今後は、都市農業ならではのイチゴ観光農園に多くの方にお越しいただけるような農園づくりに取り組んでいきたいと思っています。



園芸農家
石井昭広さん（三鷹市）



令和元年 収入保険における保険金支払い状況

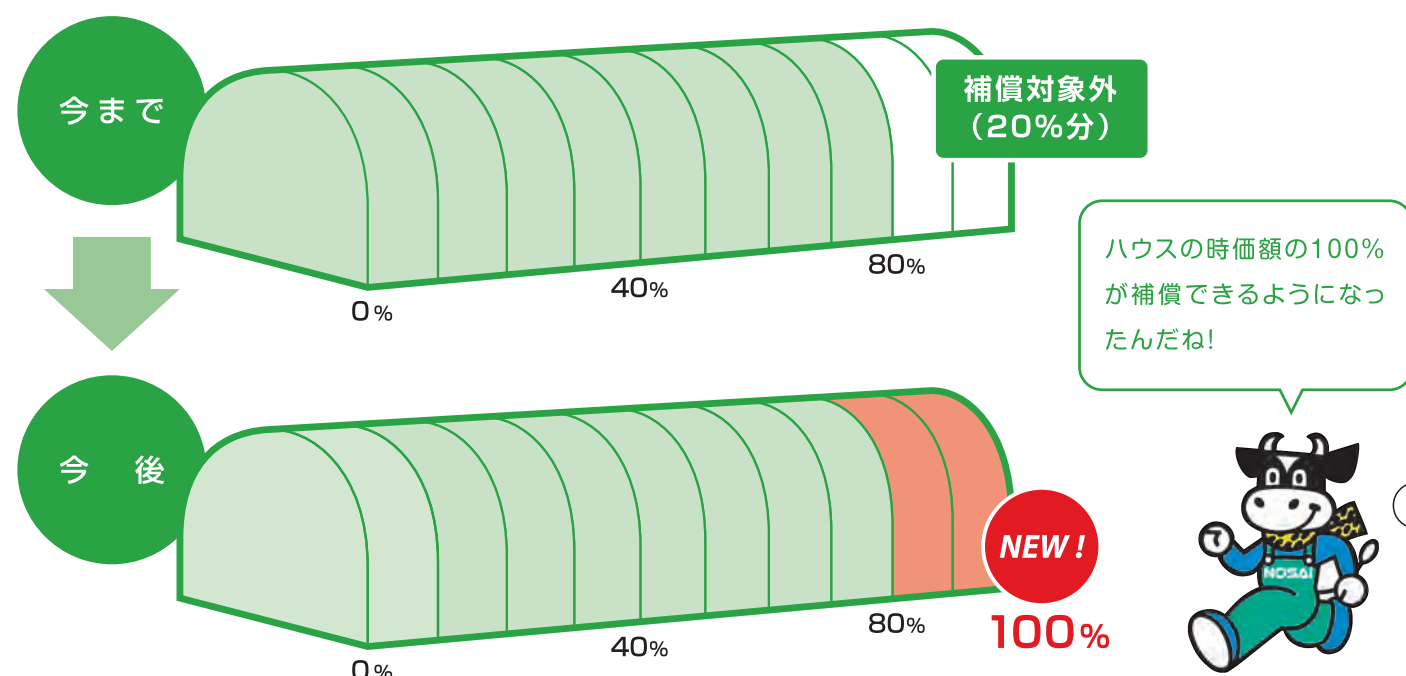
東京都の令和元年の加入実績は84名で、そのうち約4割にあたる34名の加入者に約2,900万円の保険金をお支払いしました。1件あたりの保険金支払い額の最高は約600万円になり、1件あたりの保険金支払い額の平均は約85万円でした。加入者の半数近くの入収入減少を補てんすることができました。

園芸施設共済の補償が大きく変わります！

令和2年9月より、園芸施設共済の補償が拡充されました。

ポイント① 『付保割合追加特約』で付保割合が最大100%に！

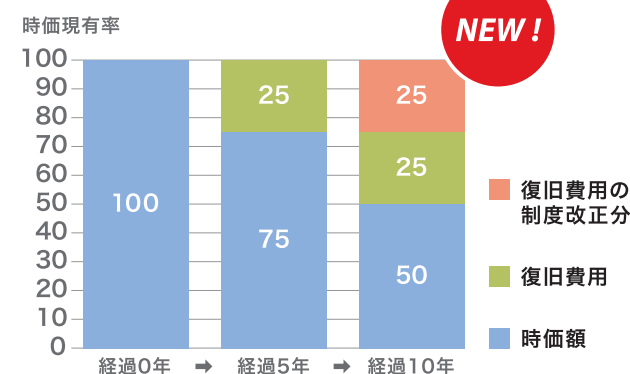
付保割合とは、ハウスの時価額に対してNOSAIが補償する割合のことです。これまでは、建設直後の100万円のハウスが全損しても80万円が補償の上限でしたが、『付保割合追加特約』で新築額と同じ100万円まで補償ができるようになりました。**※被覆材は除く。**



ポイント② 『復旧費用特約』で古いハウスでも新築額で補償

ハウスは時間の経過とともに価値が下がっていきます。『復旧費用特約』は、この下がった価値を補填する特約です。建築10年経過以降のハウスは、時価額部分の補償と合わせて75%が補償上限でしたが、『復旧費用特約』の改正により、実質100%まで補償できるようになり、古いハウスでも新築額で補償することができるようになりました。

※被覆材は復旧費用の対象外です。



ポイント③ 『小損害不填補の基準額1万円特約』の新設

小損害不填補の基準額とは、共済金の支払対象となる境界線のことです。これまでは損害額が3万(または共済価額の5%)未満の事故については共済金の支払対象となりませんでしたが、『小損害不填補の基準額1万円特約』を追加すると、**損害額1万円以上の事故から共済金の支払対象とすることができるようになりました。**

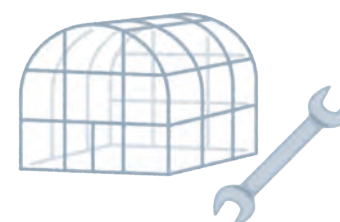


損害額1万円以上から補償対象にしておくともう少額から補償されるから安心だね！共済掛金を安く抑えたい場合は、小損害不填補の基準額を上げると掛金は安くなるよ！

選択する 小損害不填補の基準額	損害額 1万円の事故	損害額 20万円の事故	損害額 80万円の事故	負担する 共済掛金
NEW! ① 損害額 1万円以上	○	○	○	多い ↑ ↓ 少ない
② 損害額 3万円以上	対象外	○	○	
③ 損害額 10万円以上	対象外	○	○	
④ 損害額 20万円以上	対象外	○	○	
⑤ 損害額 50万円以上	対象外	対象外	○	
⑥ 損害額 100万円以上	対象外	対象外	対象外	

ポイント④ 『自力復旧』の労務費も補償対象になります！

復旧費用特約に加入している場合、業者に依頼せず自力でハウスを立て直した場合にも、面積1㎡あたり100円で算定した労務費をお支払いします。**※資材費用の領収書の提出は必要です。**



自分でハウスを立て直した場合の労務費が補償されるようになったんだね！資材費用の領収書はNOSAIに提出しないといけないから無くさないように気をつけるよ！

